

## ウェブ夫妻における「産業進歩」と労働組合

江里口, 拓

<https://doi.org/10.15017/3000086>

---

出版情報：経済論究. 89, pp.1-28, 1994-07-31. 九州大学大学院経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# ウェッブ夫妻における「産業進歩」と労働組合

江 里 口 拓

## 目次

- 1節 はじめに
- 2節 労働組合運動の経済的効果
  - 1 旧組合主義—人員制限の方策—
  - 2 新組合主義—コモン・ルールの方策—
- 3節 「発展した産業社会」における「産業進歩」
- 4節 むすび

## 1節 はじめに

シドニー・ウェッブとビアトリス・ウェッブ (Sidney Webb. 1859-1947, Beatrice Webb. 1858-1943, 以下夫妻をあらわす時は“ウェッブ”, いずれかを特定化する場合はそれぞれ“シドニー”, “ビアトリス”と表記する) は、フェビアン協会の中心人物として、19世紀末から20世紀初頭のイギリスを舞台に活躍した社会改革者として知られている。ウェッブは、ロンドン地方政治改革、イギリス労働党の結成、救貧法改正運動など多方面における活動家であった<sup>1)</sup>。だが同時に彼らは、労働組合、協同組合、地方統治機構などの社会諸制度の研究者でもあった<sup>2)</sup>。彼らの実践的な社会改革運動が、これら社会諸制度の歴史的・理論的研究によって支えられていなかったはずはなかろう。本稿では、さしあたり、彼らの労働組合をめぐる議論を素材に、彼らの社会改革運動の根底にあった「ヴィジョン」を解明してくための手掛かりをさぐってみたい。

ウェッブが労働組合研究を開始したのは1891年のことである<sup>3)</sup>。時はおりしも、1889年のロンドン・ドック・ストライキなどに象徴されるように労働組合

運動の「転換」の時期であった<sup>4)</sup>。熟練労働者による職能別組合（クラフト・ユニオン）が支配的であった19世紀中葉とは異なり、不熟練労働者大衆がこうした歴史的事件を契機に一般組合（ゼネラル・ユニオン）に結集し、「新組合主義」をかかげながら一大勢力を形成しつつあった<sup>5)</sup>。このような新しい現実をまえに、ウェッブはまず「3年間にわたって王国全土の全産業から事実を収集し」、『労働組合運動の歴史』（1894年）を出版したが、この歴史研究の後に、彼らは次の課題に本格的に取り組むことになる。

「『労働組合運動の歴史』を完成・出版したとき、我々は一般に用いられている漠然とした概説以外には、労働組合運動が現実にはいかに機能するか、またはそれは正確にはどのような効果をもたらすかについての、みずからの体系的かつ明確な理論すなわちヴィジョンをもっていないことを知って驚いたのである。たくさんの文書をすべて問題ごとに分類しなおし、産業、場所、日付にかかわりなく、それぞれの問題に関係する事実をすべて寄せ集め、様々な仮説にしたがってこれらの文書をいろいろと並べかえた後にはじめて、労働組合運動の作用と効果についての明確、包括的で実証にたえうる理論がわれわれの脳裏に浮かんできた。それは実証のためのさらなる調査の後に、『産業民主制論』（1897年）に具体化されることになった。」（Webb [1932] p. 94, 訳89-90頁；ただし、訳文は必ずしも訳書にしたがっていない。以下同じ。）

こうして「労働組合運動の作用と効果」とについての「体系的かつ明確な理論」の書である『産業民主制論』が世に問われることになる。『産業民主制論』で展開されたウェッブの労働組合論とは、いかなる内容をもっていたのであろうか。

高橋克嘉氏は、『産業民主制論』の主題について次のように言う。「熟練工中心に入職制限政策をとる旧組合主義」から「熟練・不熟練をふくむ全労働者の労働条件を直接に規制するコモン・ルールの方策をとる新組合主義」への「移行」を、「本来的労働組合への発展過程」として位置付けることであったと（高橋 [1984] 17, 31頁）。ウェッブは、「新組合主義」の基本政策である「コモン・ルールの方策」が「国民的能率を高め」「社会全体の利益にも合致する」と考え

ていた（高橋 [1984] 257頁）。「労働組合の標準賃金率が生存賃金にかかわるものであるかぎり、それは健康と能率に必要な賃金水準であり、したがって最低規制の普及によって生ずる賃金上昇は高能率をもたらす」からである（高橋 [1984] 259-260頁）。ウェッジの労働組合論とは労働力保全の理論にはかならないという評価である。

しかし、高橋氏とは異なった解釈もありえよう。例えば、R. H. トーニーは次のように述べていた。

「労働組合運動は、経済的進歩の障害として非難されてきたし、ふたたび非難されようとしていた。ウェッジ夫妻は次のように逆襲した。すなわち、労働組合運動は産業の効率化の敵などではなく、実際にはその味方である。それ〔労働組合運動〕は、いかに経営に窮した雇主やどれほど不道德な雇主でも守らねばならない最低雇用条件を規定することによって、競争を、人間を搾取するものから社会福祉とよりよく両立する方向へと転換させる。それは経営者を刺激し、機械設備・組織の進取的な改良による生産費削減方法の発見を促すからである。」（Tawney [1952] p. 351, 訳171-172頁, [ ] 内は引用者。以下同じ）

労働組合運動は、生産工程の改良をめざした「雇主」間の「競争」<sup>6)</sup>を推進することによって、結果的に「社会福祉」の実現を可能にする、ウェッジの労働組合論は、こうした枠組みのなかで展開されているとトーニーはいうのである。

以上のように、ウェッジの労働組合論の解釈にあたって、それが「産業進歩」の推進を意図しているという点では、両者ともに意見の一致が見られるものの、その具体的なメカニズムについては意見が異なっている。すなわち、労働者の側での能率の向上を重視する高橋氏、経営者の側での能率の向上を重視するトーニー、というようにである。だとすれば、労働組合運動によって「産業進歩」が推進されていく具体的なメカニズムを、ウェッジが実際どのように理解していたのか、という問題が浮上してくるだろう。この問題に接近するための手掛かりをさぐるために、『産業民主制論』の執筆の経緯について、より詳しく検討してみよう。『労働組合運動の歴史』初版（1894年）の序文でウェッジは

次のように述べていた。

「我々が労働組合運動の研究に着手したのは、我々自身の仮説を証明するためではなく、それが提示する諸問題を発見するためであった。だが我々は、これらの諸問題の性質についてなんの先見ももたないほど、その主題について無知ではなかった。それらはほぼ確実に経済的な問題であり、ある共通の経済的な教義を示すだろうと我々は考えた。そのような予想をしたことは今でも自然なことと思われるし、もしそれが達成されていれば、我々は文句なしにその成果をうけいれたことであろう。しかし、そうはいかなかった。研究が開始されるやいなや、我々は以下の事に気付いた。すなわち、労働組合が、労働諸条件、産業組織および産業進歩に与える影響は、生産過程における無限の技術的多様性によって支配されているために、産業ごとに、さらには職業ごとにさえ異なっていること、したがって経済的な教義もそれらとともに多様であることを。……したがって、その瞬間から我々は以下の事を理解した。すなわち、我々が最初に書かねばならないのは、論説ではなく、歴史であると。……労働組合運動の経済的効果をめぐる分析の全てについては、労働組合運動の諸問題について次の書物を予定している。」(Webb [1894] p. vii, 訳3-4頁)

『産業民主制論』が、6年間にわたる膨大な歴史的・実証的研究の後に出版されたことはすでに述べた。だが、ここで強調すべきは、ウェッブが、労働組合研究の開始当初から、すでに『産業民主制論』にいたる構想を練っていた、ということである。それは「労働組合運動の経済的効果」についての「理論」的析のことにほかならない。そうだとすれば、このような構想自体が、いかなる「先見」すなわち経済学的認識によって支えられていたのかという問題が当然浮かびあがってくるだろう。労働組合研究を開始する直前のウェッブに聞いてみよう。シドニーは1890年に、当時出版されたばかりのマーシャル『経済学原理』を読み通した後で、交際中のピアトリスに宛てて次のような手紙を書いていた。

「それは偉大な本ですが新しいことは一つもありません—道を示していますが道を進んではいません。にもかかわらず、それは偉大な本で、ミルを

凌ぐものでしょう。けれども経済学に画期的な変革をもたらすものではありません。経済学は今後作り直されねばなりません。それをするのは誰でしょうか。私がそれをするのを貴女が助けて下さるか、私が貴女を助けるか。」(1890年7月27日付け、シドニーからビアトリスへ宛てられた手紙。Webb [1926] pp. 395-396)

「道を示していますが道を進んでいません」という主張は、すでにシドニーがすくなくとも「進むべき道」、つまり、かなり明確な社会改革の「ヴィジョン」をもっていたことを示しているのではないだろうか。シドニーは、1888年から1889年にかけて、「利子率と分配法則」、「利子率」、「賃金と残りの経済的生産物の関係」という3つの論文を書いていた<sup>7)</sup>。これらは全て、「分配論の再構築」(Webb [1888-a] p. 188)という問題意識をもって書かれたものであり、そこには「産業組織の進歩が賃金と利潤とに及ぼす影響については真剣な再検討が必要であろう」という所見が述べられていたのも事実である (Webb [1888-a] p. 208)。

とすれば、こう考えられはしないだろうか。シドニーとビアトリスとの共同による労働組合研究の開始に先立って、すでにシドニーは「経済学を作り直す」必要性を痛感し、「進むべき道」をさぐるための活動を始めていたのであり、その意味でこの3つの初期論文は、萌芽的ではあれ、ウェブの社会改革の「ヴィジョン」とその理論的根拠とを含むものであったと。これらの初期論文が、後の『産業民主制論』における「労働組合運動の経済的效果」についての分析と密接な関連をもっていたことを理解するためにも、ひとまず『産業民主制論』における彼らの労働組合論を簡単に振返っておくことから始めよう。

## 2 節 労働組合運動の経済的效果

「労働組合運動の経済的效果」についての積極的見解は、『産業民主制論』第3編第3章「労働組合運動の経済的特質」において提出されている。

「ここで我々は労働組合の理論—すなわち、[労働組合運動が] 富の生産と分配、および人格の発展におよぼす影響のしかたについての我々自身の解

釈一を提出する。この理論によって我々は、ある形態の労働組合主義には大いに賛成し、もう一つの形態の労働組合主義には同じく断固反対する。」(Webb [1897] p. viii, 訳19頁)

ここで述べられた2つの労働組合主義とは、「旧組合主義」と「新組合主義」のことに他ならないが、2つの「組合主義」の分析の基準が、「富の生産と分配、および人格の発展」におよぼす相互対立的な影響に置かれていることに注意を喚起しておきたい。それぞれの組合主義がもつ「経済的効果」についてのウェブの分析は以下のようなものである。

### 1 旧組合主義—人員制限の方策—

ウェブは、「旧組合主義」<sup>8)</sup>の本質的特徴を「人員制限の方策」だと規定する。

「人員制限の方策」とは、「その職業の標準条件に厳密に従いながら、見習数を制限すること、あるいは、雇主も雇い入れる意志があるし自らも働く意志のある労働者を、性別、前職、徒弟期間を経ていないことなどを理由に排除することによって、特定の職種のほぼ完全な“独占”を確保・維持しようとするあからさまな試み」である (Webb [1897] p. 705, 訳860頁)。

「産業上の能率からみると、人員制限の方策に最も顕著な特徴は、それが生産要素の選択におよぼす影響のしかたにある」とウェブは指摘する。「人員制限の方策」を追求すると、雇主による労働者の選択の自由が阻害され、雇用された労働者の質の低下をもたらすことになる (Webb [1897] p. 705-706, 訳860-861頁)。しかもこれは新規労働者について妥当するだけでなく、さらに「すでにその職業にある労働者の質も低下させる」。なぜなら、新規労働者の質の低下は古参の労働者から「競争」を奪い、彼らの間で作用する「能率に対する刺激」を奪い去ってしまうからである (Webb [1897] p. 707, 訳862頁)。

加えて、「人員制限の方策」が生産要素の「選択」に及ぼす悪影響は、単に労働者のみに限られない。その産業の「雇主」自身の「選択」をも阻害するとウェブはいう。職人の熟練に全面的に依存している「伝統的な産業」においては、新資本が参入しようとしても新たな熟練労働者を確保することができな

い。労働力の確保ができなければ新資本の参入による「競争」は生起しえず、こうして「雇主」は旧来の地位にやすやすと甘んじてしまうということになる。

他方、「人員制限の方策」は、労働者の熟練を基礎にして「その職業にいる労働者に有利な」「独占」を確保する試みにほかならないから、「生産工程の改良」に対するインセティブを欠くとウェットはいう。

「彼ら〔独占的地位を享受している労働者〕は生産工程を低廉にすることになんの利益もない。さらに彼らは、より少ない労働での生産を可能にする組織の発明・改良のすべてによって実際には損をするのである。すなわち、これらの改変は全て習慣の変化と新しい努力とを必要とするし、加えてなんら金銭的な利益にはならないのだから、彼らにとっては好ましくないだろう。」(Webb [1897] pp. 709-710, 訳865-866頁)

熟練労働者は自己の熟練を基礎に高い労働条件を獲得している以上、それを不要にしたりあるいは新たな熟練の修得を必要とするような「生産工程の改良」に対して主体的・積極的に取り組もうとする内発的動機をもたない。むしろ、このような熟練労働者の個別的利益は、それを意識的に妨害することにさえある。

「独占的地位を享受している個々の労働者が売るために持っているものは、自分自身のエネルギーだけである。したがって彼らはかぎられた産出高にできるだけ高い価格をつけることに利益がある。もし彼らが価格を引き上げることでより短い労働時間に対して同一の所得をえることができれば、社会の需要が満たされないことが実質的な利益なのである。」(Webb [1897] p. 709, 訳865頁)

要するに「人員制限の方策」を旨とする労働組合運動のもとでは、労働供給の独占化による一部の労働者の利益の確保はできても、社会全体としての「産業の能率」を向上させ安価で大量の財を供給することによって、できるだけ大きな「消費者」つまり「社会の需要」を満たすような経済システムの構築は不可能だというわけである<sup>9)</sup>。

このように「生産要素の選択」と「生産工程の改良」とを阻害し、「産業の能率」に有害な「人員制限の方策」は<sup>10)</sup>、やがて消滅するに違いないとウェットは

予想していた。「産業工程の絶えざる革新」は、「人員制限の方策」の基礎にある熟練のあり方そのものを変容させることによって、「大多数の職業において、その職業につきたいと思う者にいかなる制限が加えられることも実行不可能にする」だろうからである (Webb [1897] p. 713, 訳869頁)。このような「人員制限の方策」を中心としていた労働組合運動は、「産業工程の絶えざる革新」の前に、しだいに時代遅れとならざるをえないという意味で「旧組合主義」と名付けられたというわけだ。

## 2 新組合主義—コモン・ルールの方策—

ウェッブは、「新組合主義」を、その中心的な運動方針である「コモン・ルールの方策」に結びつけて理解する。「コモン・ルールの方策」とは、「雇主が労働者を自由に選択することに干渉せず」、「標準賃金率、標準労働時間、衛生・安全についての明確な基準」の「最低限」を「直接に決定する」ものであった<sup>11)</sup>。それは「生産要素の選択にかんするあらゆる点で、人員制限の方策と著しく対照的である」とウェッブはいう。

「標準賃金率、標準労働時間、および所定の衛生・安全基準の要請は、雇主が、労働者どうしを比較しつつ選択することを妨げるものではない。すなわち、雇主が、多数の候補者のなかから、体力、熟練、品行などに最も優れた労働者を選びだすことを阻害しないのである。」(Webb [1897] p. 716, 訳873頁)

だが、「コモン・ルールの方策」が雇主による労働者の選択を阻害しないというだけでは、あくまで消極的な位置付けにとどまるだろう。「コモン・ルールの方策」が雇主による労働者の選択におよぼす積極的な効果は、「コモン・ルールの方策」が確立していない労働市場と比較してみればよく分かる。

「雇用条件が規制されていない場合、雇主にとっては、最良の労働者ではなく、無能な労働者や病弱な労働者、“大酒のみ”や人格に劣っている労働者を選択するほうが利になうこともよくある。その場合、彼は、労働者を十分に低い賃金で雇い、長時間労働や時間外労働をさせ、非衛生的・危険な作業環境を強いることができればよいのである。」(Webb [1897] p.

716, 訳873-874頁)

「コモン・ルールの方策」が確立していない労働市場では、雇主の眼はかならず安い労働の「価格」に向かうから、労働市場は劣った資質・能力の労働者で満たされることになる。だが、「産業の能率は最も優れた人材の配置によって促進される」以上、このような事態は「全ての点からみて明らかな損失」をもたらすに違いないというのだ (Webb [1897] p. 717, 訳874頁)。

「コモン・ルールの方策」が施行されるようになると、雇主による労働者の選択はどのように変化するのであろうか。

「雇主は、労働者の選択にあたって“安価な人手”を雇うことはできないから、彼が支払わねばならない価格と引き換えに、より優れた体力や熟練をもち、飲酒を慎み規則正しく出勤し、責任感と創意に富むような労働者を雇用するように努めざるをえない。」(Webb [1897] p. 718, 訳875頁)

「コモン・ルールの方策」が定着すると、雇主は労働者に一定の価格を支払わねばならないから、「仕事に最適な労働者を選択する永続的な刺激」が与えられることになる (Webb [1897] p. 718, 訳876頁)。「コモン・ルールの方策」は労働条件の「最低限」のみを規制するもので、決して最高限度ではないから、優れた労働者にはより有利な条件が与えられる (Webb [1897] p. 715, 訳872頁)。したがって、個々の労働者は、「自己の追加的労働が最大の追加的効用を生産するような特定の職業」に落ち着くことになり、労働という生産要素は社会的に最適配分されるというのである (Webb [1897] p. 720, 訳878頁)。結果的に、最高度の「産業の能率」が達成され、最大量の生産と消費が可能になる。この点をもう少し立ち入って吟味しておこう。

「雇主の関心が、最も優れた労働者の獲得に常に向けられている」ことは、他方で、「賃金所得者に反作用をおよぼす」とウェッブはいう (Webb [1897] p. 718, 訳876頁)。

「若い労働者は、標準以下の条件に耐え忍ぶことによって雇用の優先権を獲得することはできないから、善良な性格、技術上の熟練、はば広い知識などによって自らを推薦しようとするのである。したがってコモン・ルールのもとでは、最も能率的な候補者が常に選択されるだけでなく、労働者

全体に対してより一層能率的になろうとする前向きの刺激が与えられる。」

(Webb [1897] p. 718, 訳876頁)

無規制の労働市場では、雇主はより「安価な人手」を求めようとするから、労働者どうしの「雇用をめぐる競争」も、劣悪な労働条件に堪え忍ぶという形でおこなわれざるをえない。ところが、すでに確認したように、雇主は、「コモン・ルールの方策」によって、より優れた労働者を求めるようになる。それに応じて、労働者どうしの「雇用をめぐる競争」は、よりよい待遇をめざして、自分自身の生産性を引き上げようとするものへ「転換」するというのである (Webb [1897] p. 720, 訳878頁)。ウェッブは、労働者自身による自らの生産性向上をめざした働きかけを「機能的順応」(functional adaptation)と呼ぶが、その内容とは「産業工程の絶えざる革新」が要求する「能力・欲望の強度・複雑性の増進に個々人が順応すること」(Webb [1897] p. 703, 訳858頁)にほかならない。労働者どうしの「雇用をめぐる競争」は、「機能的順応」のための「精神的な刺激」として作用するばかりでなく、あらたに獲得されたより有利な「生活水準」という「物質的な基盤」とむすびつき、いっそうの効果を発揮するのである (Webb [1897] p. 723, 訳881頁)。

他方、「コモン・ルールの方策」は「雇主」に対しても「産業工程の絶えざる革新」をうながすという点で、大きな役割を果たすとウェッブは主張する。

「コモン・ルールが存在することによって、ある産業内の全ての雇主が、雇用条件を引き下げることができない場合、彼らは互いに競い合い奮戦するにあたって、やむなく他の方法で他者を凌ごうとせざるをえない。それゆえ、労働組合が均一の労働条件を要求することは、新しい製造プロセスの発明・採用を積極的に刺激するという驚くべき結果をもたらすのだ。」

(Webb [1897] pp. 723-724, 訳883頁)

個々の雇主は同一市場において互いに競争しあっているが、労働条件が規制されていない場合には、雇主間の競争は、労働条件引き下げという形で労働者に転嫁されてしまう。労働条件を引き下げることができるかぎり、雇主間の競争は、資本設備の改良に結びつくことはない (Webb [1897] p. 726, 訳885頁)。それにたいし、「コモン・ルールの方策」が施行されると、個々の雇主は競争圧

力を労働条件に転嫁できなくなるから、資本設備の改良にむけて積極的に競争せざるをえなくなる。

同時にまた「コモン・ルール」の適用は、「最良の立地条件、最高の設備、最も優れた経営能力を有する工場にビジネスを集中させ、無能で旧式な雇手を淘汰する」ようにも作用する（Webb [1897] pp. 727-728, 訳888頁）。すなわち「コモン・ルールの方策」は、たんに雇主間の競争を資本設備改良を目指した競争へと転換させるだけでなく、さらにその競争を加速化させ、産業全体の効率化を累積的に推進していくというのである<sup>12)</sup>。

「コモン・ルール」の適用とは、「例えば、綿糸紡績工合同組合がイギリスの全ての綿糸工場において、均一な出来高払賃金表、均一の労働時間、均一の災害・疾病予防手段の獲得」を意味する。しかもその場合、「労働組合運動のこの根本の方策にあるまさにその性質—その産業全体に共通な規則（rule）が一律であることの必要性—によって、それ〔コモン・ルール〕は労働組合員が仕事を得ようと欲する中で最良の工場の事情を考慮してではなく、最悪の工場の事情を考慮して決定されることを余儀なくされる」ことも確かである（Webb [1897] p. 728, 訳888-889頁, 下線部原文イタリック）。

だが注意すべき点は、最劣等企業を基準に設定される「コモン・ルール」が、当の最劣等企業自体を淘汰するように作用するという点である。

「このことは、経済的にみて最劣等な雇主が事業を継続できるように、標準賃金率その他のコモン・ルールが設定されることを意味するのではない。逆に、一般に経験されているのは次のことである。すなわち、労働組合が実際にコモン・ルールを獲得する場合、それは、その産業において知識と設備とが最も劣っている雇手を葬り去るということ、これである。」（Webb [1897] pp. 728-729, 訳889頁）

「コモン・ルール」の適用は、なるほど労働賃金コストの一般的な上昇を意味しはするが、それによって直接経営上の危機に陥るのは、あくまでも最劣等企業にすぎない。最劣等企業は、これらの現実に直面し、そこで新たな機械化・効率化を達成できなければ、生産費の圧迫による収益性の低下に耐えきれずに市場から淘汰されていくことになる。労働組合は、あえて最劣等企業が淘汰さ

れるように「コモン・ルール」を設定するというわけだ。

「旧式・劣等な企業を常に“取り除き”，賃金を引き下げることなく生産費を引き下げる方法に精通している有能な“産業の将帥”の手中に，そっくりそのまま生産を集中させるようにコモン・ルールを設定することは，明らかに労働組合の利益である。」(Webb [1897] pp. 729-730, 訳891頁)

ウェブには，優良企業が実際には潜在的な生産能力の「6割ないし7割」さらには「半分以下」までしか利用しきれておらず，優良企業には拡大の余地が残っているという認識があった (Webb [1897] p. 729, 訳890頁)。こうして，淘汰された最劣等企業の生産高は優良企業の拡大によって吸収され，それとともない淘汰された最劣等企業の労働者も優良企業に移動し，結果的に，より有利な労働条件を提供している「産業の将帥」のもとで働くことができるのだ。

「こうして，その産業でより優れた地位にある工場が，その生産能力の限界まで操業していない限り，すなわち優越性を失わずに拡大できる限り，労働組合は，理論的にいえば，価格すなわち消費者の需要に影響を与えずに，したがって雇用を減少させることなく，コモン・ルールの水準を引き上げ，最劣等な雇主を一人また一人とあいついで淘汰することができるだろう。」(Webb [1897] pp. 729-730, 訳891頁)

「コモン・ルール」の水準引き上げがもたらす，優良企業への生産の転換・集中化は，優良企業自体が拡大の限界に直面するまでは，それほど雇用を減少させることなく継続可能であろう。したがって，労働組合は，その限界にいたるまでは，その組合員の利害にしがたながら「コモン・ルール」の水準をたえず引き上げていくことができるのである。

このようにして，「コモン・ルール」の水準引き上げによる「賃金を引き下げることなく生産費を引き下げる方法に精通している有能な“産業の将帥”」への生産の集中化は，「新組合主義」にもとづく労働組合運動によって推進されるのであるが，これは「消費者の見地」からみれば以下のような経済的帰結を意味する。

「例えば，ある雇主が生産費を大幅に引き下げる特許を持っているとしよう。価格がもとのままで，その生産量が人々の需要量のほんの一部に過ぎ

ない限り、彼は、改良に相当する金額をそっくりそのまま獲得できるだろう。しかし、労働組合が標準賃金率を次第に引き上げることで、他の全ての雇主を一人ずつ淘汰し、最も優れた雇主にビジネスを集中させるとすれば、総生産費はそれによって大幅に引き下げられるだろう。」(Webb [1897] p. 730, 訳891頁)

一産業部門全体の生産物の価格を決定するものは、市場における最劣等企業の生産費であるから、これが淘汰され、かつ優良企業のシェアが拡大すると、産業全体の生産費は大幅に低下する。これは価格低下という形で消費者に還元されるというのである。このような、「コモン・ルール」の水準引き上げによる「最適な雇主の選択的淘汰」のプロセスは、あくまでも労働組合によるよりよい労働条件の追求を起動因として進展するのであるが、そのことが結果的には「消費者」の利益にも結びつくと言うのである<sup>13)</sup>。

とはいえ、このようなより生産性の高い産業技術をもつ企業への生産集中の結果としての生産量の増加のプロセスは、いったいどこまで可能であろうか。「コモン・ルール」の水準引き上げが労働組合の利益のおもむくままに極限までなされれば、社会にはいずれ単一の企業しか残らなくなるであろう。そうであるかぎり、「コモン・ルール」の水準引き上げによる、産業の効率化の累積的増進はいずれ停止せざるをえまい。だがウェブは次のように述べていた。

「しかしこのようなプロセスには事実上制限がある。ある特定の工場がいかに有利な地位にあるとしても、実際にそれが産業全体を吸収してしまうとは考えられない。立地条件、取引関係、需要の多様性、資本不足、およびなによりも事業拡大の欲望・能力の不足などの理由から、最も有利な地位にある企業でさえ、無限に拡大することはできない。」(Webb [1897] pp. 730-731, 訳891-892頁)

立地条件、市場の状態、資本調達力、経営者の個人的事情などの理由から、優良企業が「産業全体を吸収してしまうことはない」という判断は、「理論的」というよりも「現実的」なものである<sup>14)</sup>。したがって「“水準引き上げ”政策を極限まで推し進めようとする労働組合の欲望」は現実的に抑止されるとウェブは見ていた (Webb [1897] p. 731, 訳892頁)。換言すれば、社会には、能率

において階差的な諸企業がつねに複数存在するという想定がウェブにあるということだ。このような企業間格差から生じる「格差利得」の獲得をめぐる、一方において、個々の雇主による資本設備の改良競争が新たに進展し、他方においてより優れた企業の新規参入が繰り返される<sup>15)</sup>。「コモン・ルール」の水準引き上げによる産業の効率化の累積的増進プロセスの永続的進展の可能性が展望されているのである。「コモン・ルールの施行は、最も設備が劣る雇主を淘汰し、競争の全圧力を最大の生産能率の獲得にむけて集中させ、もっとも優れた産業組織形態への絶えまない発展に寄与する」と把握されたのも当然のことであろう (Webb [1897] p. 732, 訳894頁)。

以上の考察を通じて、「コモン・ルールの方策」が「富の生産と分配、および人格の発展におよぼす影響」は、おおよそ以下のように要約しうるであろう。すなわち、「コモン・ルールの方策」は、労働条件を引き上げることで「富の分配」に影響を与えるのであるが、それが労働者間と雇主間との両方における「生産要素の選択」、労働者自身の「機能的順応」、雇主による「生産工程の改良」を通して、「富の生産」を増大させると。要するにウェブは、「人格」をも含めた労働大衆の資質の向上を起動因とする労働者間の「競争」、さらにその結果としての企業者間の「競争」促進をつうじて、「産業進歩」が不断に進展しつづけ、結果として豊かな消費を享受しうる社会が実現されるという「ヴィジョン」を「進むべき道」だと把握したということである。

だが、そうであるがゆえに逆に、ウェブの「労働組合」論がたんなる労働組合運動の歴史的研究にとどまらず、むしろ社会全体の福祉の進展、つまりあるべき「生産と分配の体系」の調和的発展の「ヴィジョン」と密接にからみあって展開されたことが浮き彫りになったであろう。シドニーの初期論文が検討されねばならない理由はここにある。

### 3 節 「発展した産業社会」における「産業進歩」

初期論文において、シドニーは、19世紀末イギリスの経済社会を「発展した産業社会」と規定し、そこにおける生産のありかたについて以下のように述べ

ていた。

「発展した産業社会の年生産物は商品とサービスとの複雑な集合体からなり、それは実に様々な事情のもとで生産され、その事情は優越性が無限に異なっている。すべての有用性 (utility) の偉大な母である土地は、農地ごとに、鉱山ごとに豊饒性が多様である。全ての労働が基礎にしている人間の知識・熟練は、個々人間で多様である。資本が労働の補助をする程度は、地位や職種ごとに異なる」(Webb [1888-a] p. 193)

シドニーは、「発展した産業社会」の特徴として、生産の事情が非常に多様化していることをあげる。すなわち、そこにおいては、土地という自然のみならず、いまや生産において重要な役割を果たしている人間の知識・熟練、さらには資本までが、生産性に階差を持っているというのだ。「発展した産業社会」においては、これらの「生産諸要素の結合の結果」として「年生産物」の生産が行われているというのだ (Webb [1889] p. 69)。

使用される各生産要素がこのように階差的であることは、「年生産物」の分配に以下のような結果をもたらすことになる。シドニーはいう。

「それぞれの生産要素の“利用の限界点”の位置は諸要素の相対的な希少性を表しているのだが、それぞれの所得範疇の科学的な境界線は、1) 該当する生産要素の限界的な効率性 (marginal effectiveness) と、2) その総量のうちの、限界的な効率性を超える部分とによって決定されている。」(Webb [1889] p. 70)

各要素へ帰属する「所得」は、この「限界的な効率性」＝「限界生産物」を境界として、それを超える部分と、単なる「限界生産物」しか持たない部分とに分割されることになる。では、それぞれの部分は各経済主体にどのように分配されるのだろうか。シドニーはまず、次のようにいう。

「使用されている最劣等地に、普通の労働力 (ordinary labor force) が使用されている“耕作の限界点”から出発しよう。同時に、熟練と資本に関する対応例を選択せねばならないので、基準線として労働者が最小限度の熟練と資本とを使用し、最も不利な事情で富を生産すると想定しよう。」(Webb [1888-a] p. 197)

ここでいう「普通の労働力」とは、なんの熟練ももたない「不熟練労働者」の労働のことであり、社会全体で均一な「人間エネルギー」である。シドニーは、このように土地、能力、資本の「限界的な効率性」＝「限界生産物」のみを享受する「不熟練労働者」の所得を「経済的賃金」と名付ける。

「これ〔経済的賃金〕は全ての経済学的な推論が依存している真の“耕作の限界”である。この経済学的な基準線から、地代、利子、監督賃金など様々な名前で知られ、あるいは広く言えば利潤すなわち剰余価値 (surplus value) として知られている剰余生産物が算定されねばならない。」(Webb [1888-a] pp. 197-198)

ここで剔出された「経済的賃金」は、「富の分配」における「基準線」である。年生産物は、各要素の「限界生産物」のみを合計した「経済的賃金」と、各要素のそれ以上の「効率性」の「差異」を体現する「剰余生産物」とに分割されることになる (Webb [1889] pp. 69-70)。それではこの「剰余生産物」は、各要素に対してどのように分配されるだろうか。

従来「監督賃金」と呼ばれてきた所得についてみると、シドニーはそれを「ごく普通の不熟練労働者 (commonest unskilled laborer) 以上の労働者 (worker) の優れた熟練や能力による剰余生産物」と、より一般化して扱っている。それにより、「雇主」のみならず<sup>16)</sup> 機械工、職長、および医師、政治家などの高い所得が、「ごく普通の不熟練労働者」の「限界的な効率性」＝「限界生産物」に対応する「経済的賃金」を超える、「能力」にもとづくものと説明されることになる。シドニーはこれを「能力の経済的レント」と呼ぶ (以上, Webb [1888-a] p. 201)。「地代」についてみると、それは「耕作の限界での生産物を超過する剰余生産物であり、土地のより大きな優越性に存在している」という理由から、「土地の経済的レント」と名付けられる (Webb [1888-a] p. 201)。最後に「利子」についてみると、それは「資本の使用、すなわち用地や熟練の優越性が原因ではない特別な産業上の優越性の享受」によって生じる「剰余生産物」であり、「経済的利子」と呼ばれる (Webb [1888-a] p. 202)。「ここで定義された“経済的利子”は、リカードの地代法則に類似した法則によって表現できる。それは耕作の限界点において使用される最小限度の資本をこえて、

ある特定の資本がもつ優越性にしがって多様である。」(Webb [1888-a] p. 203)

以上のようにして「余剰生産物」は、「能力の経済的レント」「土地の経済的レント」「経済的利子」に分割され、これらは、それぞれの生産要素の所有者に帰属するのである<sup>17)</sup>。

「それゆえ、リカードウの地代法則の範囲は、(ホエトリーがはるか昔に述べたように) ウォーカー氏がそうするよりもはるか以上に拡張されねばならない。一実を言えば、農地から、全ての種類の人間労働の多様な効率性だけでなく、全ての生産用具にまで拡張されなければならない。この意味では、全生産物は賃金とレントとに分割される。すなわち、熟練と資本なしに耕作の限界点で平均的な労働者によって生産されるものと、効率性が多様な土地、道具、熟練の助力によって生産されるものとの間にである。たんなる投資資本家が受け取る貸付利子は、その資本の使用によって生みだされる余剰生産物、すなわち資本家的企業者が稼得する“経済的利子”という残高の一部分にすぎない。」(Webb [1888-b] p. 472)。

もともと「発展した産業社会」とは、より優れた生産要素によってより大きな「余剰生産物」が生みだされる社会であると同時に、その所有者により大きな「レント」が分配される社会であった。しかも、このような生産要素の生産性階差を内包する「発展した産業社会」は、「競争」を通じて、絶えず発展しつづける社会であると捉えられてもいた。

「あらゆる産業部門において、同時に使用されている生産手段は効率性が様々である。コーンウォールの炭田では、いまだにニューコメン以来のビーム・エンジンが使用されている。内燃機関を搭載した船とならんで、帆船がいまだに海を行きかっている。ドイツにおいては、脱穀機とともにからざおが使用されている。ブーツは、蒸気機関を使用する工場で生産されている一方で、いまだに手労働で生産されている。旧式の設備が消滅しつつづけているかぎり、産業進歩の先陣は(特許・独占の存在にもかかわらず)、つねに落伍者よりも一歩前を進んでいるはずである。」(Webb [1888-b] p. 471)

みられるようにシドニーは、「産業進歩」つまり産業社会発展の内生的起動因を、「旧式の設備の消滅」をもたらす競争的淘汰に求めている。もちろん、彼は現実の産業社会には、つねに資本設備の広範な生産性階差が存在すること、つまり、旧式・劣等なもの最新・優良なものとが並存しつづけるという事実を見逃しはしなかった。旧式・劣等な資本設備の持続的な消滅は、それまで最新・優良であった資本設備のもつ相対的優越性の低下・消滅を意味する。だが、この「落伍者」を生み出す過程は、同時に「産業進歩の先陣」が突出してゆき、さらに新しく高度な生産性をもつ産業過程が生みだされてゆく新投資の過程でもあった。

「〔一産業部門〕全体の〔商品〕価格を決定するものは、最も不利な事情のもとで生産された商品であるから、それ以外で用いられている全ての資本にはすべて、現実の“レント”(real “rent”)が必ず存在する。これが巨額な産業利潤の源泉であることは明らかだ。」(Webb [1888-b] p. 471)

より生産性が高い生産設備をもつ企業においては、その高さにおうじてつねに現実の「レント」つまり「巨額な産業利潤」が達成され、それが続く新規投資のためのファンドとしてつねに「現実的に」存在するはずだという理解であろう。加えて、このような「巨額な産業利潤」は、「貸付資本」を大量に引き寄せる要因でもあった。

「これ〔貸付資本〕は最も大きな利益をもたらすところに、たえず流れ込んでいる。したがって、その法則が、“収益の均等化”であることは疑いない。さらに、それは永続的に差異をならしていく効果をもち、優れた効率の資本を補強するから、非効率・旧式な産業資本は絶えず淘汰される。」(Webb [1888-b] p. 471)

個別企業どうしの競争プロセスにおいては、優良企業は「貸付資本」を借り入れ、新規の設備投資が可能である。他方で、劣等企業は優良企業と同一の条件では十分な「貸付資本」を調達できず、たえず淘汰される圧力にさらされている。生産物価格は最劣等企業の生産費によって決定されるから、最劣等企業の淘汰につれて価格は次第に低下していく。結果的に消費者の利益、つまり大衆が豊かな消費を享受する可能性が拡大しつづけるであろう。したがって、シ

ドニーは「レント」としてあらわれる「産業利潤」の追求が、常に最劣等企業を淘汰するように作用し続けるかぎり、つまり「競争」が十分に作用しつづけているかぎり、このような「産業進歩」のプロセスは自律的に続くと言主張するのであった。

「このプロセスは決して終わることがない。つまり、産業社会における産業はどのようなものであれ、そこで労働者が、能率が厳密に等しい資本をまったく等しい程度で使用するなどということがあるはずがない。想定上の均衡とは、静的 (static) なものではなく動的 (dynamic) なものであり、“存在しているもの” (“being”) ではなく“生成しているもの” (“becoming”) なのである。それゆえ、純粋な経済理論においても、現実がそうであるように、資本の現実のレントがある。したがって、産業利潤に含まれるものは（能力のレントとともに）これ（経済的利子）であり、（ウォーカーが実際に理解したように）“貸付利子” だけではない。」(Webb [1888 -b] pp. 471-472)

純粋理論として考えるならば、このプロセスは最優良企業の拡大にともない、いずれ「均衡」に達成し停止するはずである。ところが、現実には、立地条件、需要の多様性、経営者の個人的事情などがこれらの傾向を阻止している<sup>18)</sup>。こうしてシドニーは、「仮説的な均衡」を想定する場合でもなお、その内容は「動的なもの」であり、「生成しつつあるもの」として理解すべきだと言う。つまり、一時的に優越性をほこっていた資本設備も、時間がたてば、一方での価格の低下と、他方でのそれ以上に能率的な資本の新規参入によって、常に陳腐化し、新たな競争にさらされていく。すなわち、「レント」は、ある特定の資本に永続的に帰属するのではなく、あらゆる産業部門内において、時と場所をかえながら、より優れた効率性を実現した資本につねに発生し、「産業進歩」のプロセスを永続的に進展させる内的起動因としての役割を果たしつづけると主張するのである。この過程では、たんに生産物の量が増加し、その価格が低下するばかりか、需要の多様化をつうじて生産物の種類もまた多様化する。したがって、生産集中の結果、ある一財の生産における「レント」の減少が生じて、産業社会全体としては、新製品の出現により、新たな「レント」が発生し

つづけるというわけだ。シドニーの構想する「経済学」は「均衡」なき「均衡の理論」、つまり持続的な産業発展のメカニズムの解明に向けられていたといつてよかろう。

#### 4 節 む す び

以上の考察から明らかなように、ウェップとくにシドニー・ウェップは、「発展した産業社会」においては、「産業進歩」が「レント」の取得をめざして絶えず進展していくものと捉えていた。しかも、このような雇主間の「競争」が、「産業進歩」を推進し続けるための不可欠の条件であるとウェップは認識していた。だからこそ、『産業民主制論』において、次のような洞察が可能になった。

「コモン・ルールが存在しないために、機械設備や資本が不十分で、科学的素養や市場についての知識に欠ける“小規模な雇主”が、賃金をくいつぶし、組織的残業を要求し、工場に労働者を詰め込み、事故予防対策を怠ることによって、優良な工場からビジネスを奪い取ってしまうような場合、彼の存在は労働者に有害であるばかりか、国民の生産能率の明らかな浸食でもある。」(Webb [1897] p. 732, 訳893頁)

「コモン・ルール」が確立していない労働市場、あるいは、「旧組合主義」が支配している労働市場においては、劣等資本は、競争圧力を労働条件引き下げという形で労働者に転嫁することができるため、残存し続けることが可能である。劣等資本の淘汰が阻害されると、優良資本の拡大傾向が阻止されるだけでなく、優良資本をふたたび新たな競争へと追込んでいくところの価格低下プロセスさえも阻害され、社会全体の「産業進歩」はその分だけ遅れてしまう。「コモン・ルールの方策」の採用・定着化をつうじる労働賃金の引き上げと労働能力の向上は、劣等企業の淘汰を加速化するという「経済的效果」をもつ。こうしてウェップは、「コモン・ルール」の水準引き上げは、「産業進歩」を累積的に増進していくための重要な制度機構にほかならないと力説するのだ。

「こうして“耕作の限界点を引き上げ”，同時により優れた地位にある工場の生産量を増大させることにより，このコモン・ルールの方策は，生産物

のうち経済学的にレントの性質をもつ部分の境界をシフトさせ、そのかなりの部分を労働者の手中に収めることを可能にするのである。」(Webb [1897] p. 730, 訳891頁)

「発展した産業社会」においても、労働市場が完全競争的であるかぎり、労働者は各生産要素の「限界的な効率性」＝「限界生産物」に応じた賃金を受け取るだけである。だが、「コモン・ルール」の水準引き上げがなされる場合には、それは劣等企業の淘汰と優良企業の拡大をもたらし、資本の「限界的な効率性」の程度を引き上げ、なお労働市場もふくめて「競争」市場の機能が残り続ける。他方、労働者自身は「コモン・ルール」の水準引き上げによって「機能的順応」を達成し、個々の「能力」を増大させ、結果的に「能力」の「限界的な効率性」を上昇させる。「コモン・ルール」の水準引き上げによる分配関係の変更は、「レント」の「経済的賃金」へのくり込みという形で行われはするが、「限界的な効率性」が増大した分だけ社会の総生産物が増加しているというわけだ<sup>19)</sup>。労働組合という社会制度は、産業の効率化を累積的に増進していくための制度機構であるべきだし、またそのようにつくり直されねばならないとウェブが把えたのも当然のことであろう。ウェブは、このような機能を果たさない「旧組合主義」を厳しく糾弾し、「新組合主義」のなかにあるべき社会改革の「ヴィジョン」をみいだしたのである。

#### 注

- 1) ウェブの生涯についての詳細は、ここでは触れることが出来ない。ウェブがフェビアン協会で果たした役割については、Mackenzie [1977]、名古 [1987] を、ウェブのロンドン地方政治との関わりについては McBriar [1962] Chs. 7-9 を、労働党の結成との関わりについては Pelling [1991] Chs. 2-3、McBriar [1962] Ch. 10-11. を、救貧法改正運動との関わりについては大沢 [1986] 4 章を、それぞれ参照していただきたい。
- 2) ウェブは自ら次のように述べていた。「“ウェブの専門” は、連合王国における労働組合運動、協同組合運動、イングランドの地方統治形態といった、過去 3、4 世紀にわたる特定の社会制度についての、歴史的かつ分析的な事例史研究であった。」(Webb [1932] p. 89, 訳86頁)
- 3) ピアトリスは、1891年4月にシドニーに対して労働組合について本を書く計画をも

- ちかけ、同年5月に婚約した後、2人は執筆に取りかかった(Mackenzie [1977] Ch. 9-10参照)。長い生涯を通じた、2人の共同作業はここに開始されたのである。
- 4) 1888年から1889年にかけての「新組合主義」の勃興について、安川はいう。「“大不況”のもとで、イギリス資本主義の資本蓄積構造が“構造転換”しはじめると、それに対応して労働の存在構造も転換をよぎなくされた。ヴィクトリアの繁栄を支えてきた“労働貴族”層の足もとが脅かされ、かれらの支えるトレード・ユニオンズが転換をせまられた。“社会主義”が復活し、不熟練労働が組織され、新ユニオンズが生みだされた」(安川 [1993] 5頁)。同様の指摘は、栗田 [1978] 2章、高橋 [1984] 1章などにおいてもなされている。
  - 5) 「旧組合主義」「新組合主義」という用語を最初に使用したのは、ウェブではなかった。これらの用語は、「ガス労働者および一般組合」を組織し、ロンドン・ドック・ストライキにおいて指導的な役割を果たした、ジョン・バーンズによって1890年にすでに使用されていたからである(Webb [1920] pp. 408-409, 訳470頁参照)。
  - 6) 以上のトニーの示唆にもとづくかぎり、関嘉彦氏のフェビアン主義とくにウェブとショーにおける競争認識をめぐる次のような主張には疑問がのこる。「競争を伴う価格経済機構自体を否定するのか、不平等な所得分配下でのそれを否定するのか、その点が必ずしも明白でない。ロバート・オーウェン式の自給自足経済を空想的と斥けている点から、彼らは価格経済機構を認めているように思われるが、他方競争には反対している。競争および価格経済が果たして非能率的であるか否かの根本的反省もなされていない」(関 [1969] 39頁)。
  - 7) Webb [1888-a], Webb [1888-b], Webb [1889]。特に、Webb [1888-a] は、修正を加えられ、Webb [1898] Ch. 9 に再録された。そのさい、'National Dividend and its Distribution' へと題名が変更された。
  - 8) ウェブは『労働組合運動の歴史』において「旧組合主義」を「高い標準賃金率を得ている熟練労働者だけを加入させ、週1シリングにもおよぶ組合費を集め、また規則として定められた徒弟期間を終了した熟練工のほかは、しばしば組合員にしない熟練工組合」と規定しているようである(Webb [1920] p. 388, 訳447頁)。
  - 9) ウェブは、「消費者の見地」からすれば「人員制限の方策」も、「トラスト」も、ともに「独占」にほかならないと把える反面で、「トラスト」の場合には、むしろ「競争」がしばしば製品価格の引き下げをもたらすという点を指摘している。「追加的な資本が、その使用に対して銀行家やディベンチャー所有者に支払われる利子率以上をもたらす見込がある限り、資本制トラストは、その生産高を増大し、出来る限りその生産工程を改良しようと努めるものだ。実際には、スタンダード・オイル社がやるように、彼らはしばしばその価格を引き下げて、需要をあおり、これによって利益をあげているのである。とにかく彼らは、常にトラストの仕事に最も優秀なブレインを雇い入れ、それと同時に、最良の機械と最新の発明を活用することに努めている。というのは、生産費の削減をなす限り、それは常に全く彼自身の利益になる

- からである」(Webb [1897] p. 709, 訳864-865頁)。「トラスト」は、個別企業どうしの「競争」から生じるところの「改良への刺激を失うことは事実である」が、それでもなお「利潤追求者」としての内発的動機が依然として存在する。したがって、追加資本の収益率が現行利率に等しくなる点まで生産高を増大させるし、生産費削減のための「資本設備の改良」もなされる。さらに、価格の低下が消費者の需要を喚起し利潤量の増大をもたらす場合には、この生産工程の効率化は社会的に還元されるというのだ。極めて「競争」的な「トラスト」の理解になっている点に特徴がある。
- 10) このように、「人員制限の方策」は、「生産要素の選択」と「産業の組織化」のいずれに対しても有害な影響を与えるのであるが、ウェブは、それが他の点において「一つの重要な効果」をもっていると述べていた (Webb [1897] p. 710, 訳866頁)。すなわちこうである。もし労働条件の規制がまったくない場合には、労働者の「生活水準」は「彼らの健康と産業の能率とに深刻に有害な」ところまで引き下げられる (Webb [1897] p. 710, 訳866頁)。「人員制限の方策」によって、ともかくもより高い「生活水準」を獲得できるのであれば、それは「無規制産業にひろく見られるような長時間労働、不健康な作業環境、かつがつの生存賃金のもとでなされるよりも、はるかに優れた熟練、作業、全般的な能率を可能にする」(Webb [1897] pp. 710-711, 訳867頁)。
- 11) ウェブは、次のように述べていた。「まず最初に労働組合の諸規制について考察しよう。これらの諸規制は次の2つの経済的方策に要約できる。すなわち人員制限とコモン・ルールである。後者は、標準賃金率、標準労働時間、衛生・安全についての明確な基準を直接に決定する、より近代的な諸規制を含むものである」(Webb [1897] p. 704, 訳859頁)。「労働組合は、コモン・ルールの方策によってより高い生活水準を維持しようという発見は、大多数の労働組合の戦術を変更させるにあたって有効であった。例えば、綿糸紡績工合同組合は、それぞれの職業における欠員を補充するにあたって、雇主が労働者を自由に選択することに決して干渉しなかった」(Webb [1897] p. 714, 訳871頁)。「コモン・ルールの方策は、いかなる雇主も引き下げることができない最低限を強制するものであり、雇主がそれ以上の条件を提示できないような上限を強制するものでは決してない」(Webb [1897] p. 715, 訳872頁)。
- 12) このかぎりでは、コールの以下のような指摘は正しい。「主要な経済学者たちは以下のように言い続けていた。すなわち、正しい道は、生産力増大のためにできる全てのことをなすことであり、したがって、高まった生産力の恩恵が下層にいつそう浸透し、全ての人々に普及するのを待つことであると。他方で、台頭しつつあった少数派は、フェビアンたちを先頭に以下のように主張し始めた。すなわち、このプロセスはどのみちあまりにも緩慢であり、したがって次に踏み出されるべき一步は、“どん底の人たち”のために集団的行動によってそれを加速することであると。」(Cole [1950] p. 34, 訳28頁)

- 13) F. A. ウォーカー (Walker [1887]) は以下のようにいう。「ここで提出された視角が正しければ、産業的企業の運営が優れた経営能力をもつ者に限定されることは、社会の利益であり特に賃金階級の利益であることは明らかだ。地代について言えば、耕作の限界点の低下はすべて、より少ない純生産物しか生産できない土地を耕作に引き入れ、穀物価格を決定する最終必要供給部分の生産費を引き上げ、それによって土地所有者階級へ地代として帰属する生産物の割合を増大させる。おなじことは利潤についてもあてはまる。すなわち、ビジネスの運営を劣った人物にゆだねることは、つまり資本と労働の使用によってより少ない純生産物しか生産できない人物にゆだねることは、全商品の価格を決定する最終必要供給部分の費用を高めるだろう。したがって、利潤として高い階層の使用者に帰属する生産物のシェアは増大するだろう。」(Walker [1887] pp. 278-279) シドニーは、初期論文 (特に、Webb [1888-a], [1888-b]) において、ウォーカー (Walker [1887]) を直接の批判対象にして、「国民配分論」を展開している。立ち入った考察は稿を改めて行わざるをえないが、劣等資本の淘汰と優良資本の拡大が労働者と消費者との利益に結びつくというウェッブの労働組合論に対して、ウォーカーのこの論文が大きな影響を与えたことは、ほぼ間違いないであろう。
- 14) 例えば、ウェッブは「需要の多様性」を説明するものとして、「広告」や「商標」などによる製品差別化について次のように述べていた。「製造業者は卸売商人によるきびしい圧迫からある方法で逃れようとする。商人は、より大きな利潤を確保しようとする欲望に動機付けられ、常に、消費者の盲目的でかたよりのない圧力を〔製造業者のなかで〕最も弱い部分に向けて集中させる方法を発見しようと知恵をしばっている。取引における専門的技術、品質の微妙な差異を見抜く経験、技術工程改良の抜け目ない把握などによって、彼は、製造業者どうしを互いに競争させ、そうでない場合よりもよりすみやかに、より完全に、彼ら〔製造業者〕が獲得している莫大な利潤を横取りしようとする。……製造業者は、個々の消費者と直接的な関係を取り結ぶことによって、製品の価格・品質に対するこの専門的なあら捜し、また意図的に振り向けられた圧力から脱却しようとする。これがすなわち、他とは区別された〔製品の〕特色の社会全体への広告、またその結果として商標・製造業者名の使用が、現代において発達したことを経済学的に説明するものである。」(Webb [1897] p. 683, 訳830-831頁)
- 15) 競争過程において絶えず新規参入する資本の優位性についてウェッブは次のように言う。「新発明の採用はおそらく追加的な資本の支出をもたらしただろうし、以前の設備のある部分を時代おくれにし、破壊したにちがいない。たとえこのような犠牲を払って旧工場を新しい要求に適応させたとしても、生産における完全な経済性からみれば不利益な点が多いのである。新しい資本家が、新規の工場を設立し、最新式の改良を備え、新発明を最もよく利用するチャンスはここにあるのだ。」(Webb [1897] p. 682, 訳829頁) さらに、このような新規参入が頻繁に行われる産業ほど、

産業の効率化は進展するという。ウェッジは次のように述べていた。「雇主の頭脳に対する圧迫によってもたらされる改良の余地は、イングランドの農業のように同じ農場を代々引き継ぐことが多いために、企業心の自由な発露や資本の移動が比較的まれな産業よりも、ほとんど毎日のように新しい発明がなされ、たえず新事業の勃興によって補充されている工場製靴業のほうが明らかに大きい。」(Webb [1897] p. 736, 訳898頁)

- 16) F. A. ウォーカーにおける「能力のレント」という概念は、「雇主」の「利潤」を説明する手段であった (Walker [1887] pp. 277-278)。だが、シドニーにおいては、それは雇主、労働者にかかわりなく「効用の生産を支えた者の全ての労務」に帰属する所得一般へと拡張されている。「雇主」は“賃金”のみならず、“能力のレント”，利子，さらにはしばしば地代までも含めた“利潤”を受け取る。“労働者”は，“経済的賃金”に加えてかなりの“能力レント”を受け取ることがしばしばである。効用の生産を支えた者の全ての労務は，経済学的には社会的生産になんの貢献もしない者と区別された，一つの大きなグループを構成する。これらの労務についての最も適切な用語は“能力のレント”と“経済的賃金”であろう。」(Webb [1888-a] pp. 199-200) つまり，雇主と労働者とは一括して「生産的階級」(Webb [1888-a] p. 199) と把握されていることに特徴がある。

- 17) 以上のようにして別出された，「土地の経済的レント」「経済的利子」は，土地，資本の所有者に対して「貢物」としておくとシドニーはいう (Webb [1888-a] p. 200)。すなわちそれは「経済的賃金」「能力のレント」といった「効用の生産を個人的に支えた者の全ての労務」への報酬に比して不労所得であるのだ (Webb [1888-a] p. 199)。加えて，この「土地の経済的レント」と「資本の経済的利子」は「連合王国の実現された富の4分の3を形成している」(Webb [1888-b] p. 471) ほど莫大なものになっているとシドニーはいう。19世紀末のイギリスにおいて「社会問題」として顕在化したところの，富の分配の不平等はこのように説明されている。そこから，「資本と土地の公有化」や「課税」による「レントの再配分」などの論点が導出されることになる。従来，シドニーの「レント論」をこのような「フェビアン社会主義」の基礎理論として紹介した研究には，欧米においては，Beer [1929]，Sweezy [1949]，Fox & Gordon [1951]，Stigler [1965]，Ricci [1969]，我が国においては，河合 [1931]，関 [1969]，大前 [1975] などがある。「格差的レントすなわち不労所得は，社会的労働と社会発展との結果であるから，それは社会全体の善のために利用されるべきである」(Beer [1929] p. 283)。「フェビアンたちは，現代社会においては地代と利子とが実際には同じものであり，両者の本質的な特徴は以下の事実であると主張した。すなわち，その事実とは，自ら額に汗して稼いだのではなく，社会の進歩つまり他者の労働によって生みだされた所得（それぞれ“地代”と“利子”と呼ばれる）が地主と資本家とに与えられるということである。したがってそれらは，土地と資本の社会化によって社会に戻されなければならない」(Fox & Gordon

[1951] p. 310)。「明確に述べられてはいないが、ウェッブはレントを倫理的に不労所得であるとみなしていた」(Ricci [1969] p. 109)。「フェビアンの人々は、……“地代”が取得者の道徳的頹廃とそれと労働者との不平等の原因であり、更に“地代”が社会からの搾取であるとみた。而して“地代”の取得は土地、資本、能力の私有制度に基づくとみた。……ここに於いて解決の路は明らかである。生産手段の公共所有と、之に伴う産業の公共の経営である。ここに社会主義が建設されることとなった」(河合 [1931] 370-371 頁)。「余剰価値であり、不労所得である土地から生じる地代は、社会の進歩=人口の増加によって生じたものであるから、社会がこれを取得してもよいとするフェビアンズの思考=土地の国有化は、限界生産力説によって工業生産を分析することによって、資本の国有化を主張することができるのと同じように、ある程度まで説得力をもつのである」(大前 [1975] 142頁)。シドニーの初期論文とウェッブの国有化論との関連については、後の課題である。

- 18) シドニーは、優良企業の無限の拡大傾向が阻止されることを、すでに初期論文で次のように述べていた。「ある工場の“経済的優越性”は、その最大限の生産性によって画される限界よりも、狭い限界に従属している。距離、地方の特殊性、嗜好の差異、個人的要素などの理由があわさって、生産における“独占力”は阻害される。」(Webb [1888-a] p. 205)
- 19) Gordon は次のように述べていた。「限界生産力説的分配論の発展の歴史は、それ自体独立したものではあったが、それは賃金基金論争史の一部でもあった。というのは、限界生産力説に本質的な概念が出現したのは、まさにこの論争の時期を通じてであったからである。……その論争に対するシドニー・ウェッブの貢献には、限界生産力説の萌芽が非常にはっきりとみられる」(Gordon [1973] pp. 31-32)。賃金基金説とシドニーの初期論文との関連については本稿では取り扱うことができなかった。後の課題にしたい。だが、Gordon の次のような主張には疑問が残る。「労働組合運動という現象を分析的に取り扱うという課題は、限界生産力説のフレーム・ワークの中に早くから取り込まれていたが、限界生産力説はその課題にたいして、結局は賃金基金説と同じ結論を与えたことは興味深い。ホブソンやシドニー・ウェッブのような数人の左派経済学者は、限界分析の発展に早くから貢献していたが、彼らは労働組合に対するその分析上の帰結を察知するやいなや、それを放棄した」(Gordon [1973] p. 34)。労働組合運動の分析にあたって、ウェッブはシドニー初期論文の成果を「放棄した」のではなく、むしろ労働組合論をそれに適合するように「作り直した」と言い換えたほうが適切であろう。

#### 参 照 文 献

Beer, Max [1929] *History of British Socialism*, Vol. II, G. Bell and Sons, LTD. London.

- Cole, G.D.H. [1950] *Socialist Economics*, Victor Gollancz LTD, London. (G.D.H. コール『社会主義経済学』名和統一・小川喜一訳, 岩波現代叢書, 1952年)
- Fox, P. W. & Gordon, H.S. [1951] 'The Early Fabians — Economists and Reformers,' *Canadian Journal of Economics and Political Science*, XVII, August.
- Gordon, Scott [1973] 'The Wage Fund Controversy: The Second Round,' *History of Political Economy*, Vol. 5, No. 1.
- 河合栄治郎 [1931] 「フェビアン社会主義の経済理論」東京大学『経済学論集』4月号 (『河合栄治郎全集』第5巻, 社会思想研究会, 昭和43年, に再録)
- 栗田健 [1978] 『イギリス労働組合史論』未来社
- Mackenzie, Norman & Jeanne [1997] *The First Fabians*, Weidenfeld & Nicolson, London. (N & J・マッケンジー著『フェビアン協会物語』土屋宏之・太田玲子・佐川勇二訳, ありえす書房, 昭和59年)
- McBriar, A. M. [1962] *Fabian Socialism and English Politics: 1884-1914*, Cambridge University Press.
- 名古忠行 [1987] 『フェビアン協会の研究』法律文化社
- 大前朔郎 [1975] 『社会保障とナショナル・ミニマム』ミネルヴァ書房
- 大沢真理 [1986] 『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家—』東京大学出版会
- Pelling, H. [1991] *A Short History of Labour Party*, 9th ed, Macmillan.
- Ricci, D. M. [1969] 'Fabian Socialism: a Theory of Rent as Exploitation,' *Journal of British Studies*, Vol. 9, 1969-1970.
- 関嘉彦 [1969] 『イギリス労働党史』社会思想社
- Stigler, G. L. [1965] *Essays in the History of Economics*, University of Chicago Press, Chicago and London.
- Sweezy, M. [1949] 'Fabian Political Economy,' *Journal of Political Economy*, Vol. 57, No. 3, June.
- 高橋克嘉 [1984] 『イギリス労働組合主義の研究』1984年, 日本評論社
- Tawney, R. H. [1952] *Webbs and Their Work*, Edited by H. W. Spiegel, *Development of Economic Thought*. John Willy & Sons, Inc. (トニー「ウェッジ夫妻論」, スピーゲル編『社会主義と歴史学派』越村信三郎・古沢友吉監訳, 昭和29年, 東洋経済新報社)
- 安川悦子 [1993] 『イギリス労働運動と社会主義』御茶の水書房
- Walker, Francis A. [1887] 'The Source of Business Profits,' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. I, April.
- Webb, Beatrice [1926] *My Apprenticeship*, Longmans, Green and Co. (AMS Press Inc. Reprint. 1977.)
- Webb, Sidney [1888-a] 'The Rate of Interest and the Laws of Distribution,' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. II, January.

- Do. [1888-b] 'The Rate of Interest,' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. II, July.
- Do. [1889] 'On the Relation between Wages and the Remainder of the Economic Product,' September. (*Essays in the Economics of Socialism and Capitalism* Edited by R. L. Smyth, Gerald Duckworth & Co. LTD., London, 1964.)
- Webb, Sidney & Beatrice [1894] *The History of Trade Unionism*, Longmans & Green.
- Do. [1897] *Industrial Democracy*, Longmans & Green. (高野岩三郎監訳シドニー&ベアトリス・ウェット『産業民主制論』法政大学出版局, 第3版1990年, 初版1927年)
- Do. [1898] *Problems of Modern Industry*, Books for Libraries Press, Reprint, 1972.
- Do. [1920] *The History of Trade Unionism*, (First Published 1894, Revised 1920, Kelly Reprint, 1965.)
- (シドニー・ウェット, ベアトリス・ウェット『労働組合運動の歴史』荒畑寒村監訳, 日本労働研究機構発行, 昭和48年)
- Do. [1932] *The Methods of Social Study*, Longmans Green. (川喜多喬訳 S. ウェット B. ウェット『社会調査の方法』東京大学出版会, 1982年)